

鯖江クリーンセンター ごみ受入基準

鯖江広域衛生施設組合

令和5年5月

目 次

1 目 的

2 クリーンセンターを利用される方へ

- (1) 搬入方法
- (2) 搬入出来ない場合
- (3) 搬入対象者

3 一般廃棄物の取り扱いについて

- (1) 種類
- (2) 条件
- (3) 処分手数料
- (4) 受入れ出来ない廃棄物
 - ①法的制限のため受入れ出来ない廃棄物
 - 1) 特定家庭用機器再商品化法に基づくもの
 - ②施設の管理上、受入れ出来ない廃棄物
 - 1) 有毒・有害性、危険性のあるもの
 - 2) 処理困難物
 - 3) 感染の恐れがあり受入れられないもの
 - 4) 灰および土・砂・泥など廃棄物として取り扱えないもの
 - 5) 建築設備品（流し台、浴槽、衛生器具、ボイラー等）
- (5) その他の注意事項

4 産業廃棄物の取り扱いについて

- (1) 受入れる産業廃棄物の種類
- (2) 受入れる条件
- (3) 処分手数料
- (4) 受入れ出来ない廃棄物
 - ①法的制限のため受入れ出来ない廃棄物
 - 1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づくもの
 - ②産業機械類
 - ③その他各種工事から発生する廃棄物
- (5) その他の注意事項

1 目的

この基準は、「鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場の設置および管理に関する条例」ならびに「同規則」に基づき、組合が受入れする廃棄物の種類・処分手数料、および施設へのごみ搬入・受入に関する現在の基準を見直し、より明確化することで、利用者への理解とサービス向上を目指し、適正かつ円滑な施設運営を図ることを目的とする。

2 クリーンセンターを利用される方へ

本施設にて処理が出来る廃棄物は、構成市町である福井市（越廼地区、清水地区）、鯖江市、越前町内の家庭および事業所から発生したものに限ります。

(1) 搬入方法

① 袋、容器等

搬入物の確認を行うため、中身の分かる袋・容器等に入れて搬入して下さい。
また、区域外の指定袋については、使用しないで下さい。

② 分別

廃棄物の種類によって荷降ろし場所が異なりますので、荷台等への積み込みは分別して頂きますようご協力をお願い致します。

分別されていないものは、持ち帰り頂く場合がございます。

③ 運搬

運搬の際は、周辺環境の美化や危険防止のため、ロープ・シートなど使用し落下、飛散防止に努めて下さい。

また、ごみ焼却施設入口の制限高さは3.3mですが、スロープになっているため、退出の際の車両後方の上昇にご注意ください。

④ 窓口

受付窓口（信号機設置）にて、係員の説明により廃棄物申請書（別紙①参照）を記入して下さい。計量（カード配布）後、荷降ろし場所へご案内いたします。

⑤ 荷降ろし

廃棄物の種類ごとに係員の誘導のもと施設を移動し、荷降ろしを行います。
車両の損傷等トラブル防止のため、利用者による荷降ろしが基本となります。
搬入物の確認が不可能であるため、ダンプアップは原則禁止です。
荷受け作業等お手伝いしますので、ご理解いただきますようお願い致します。

⑥ 精算

荷降ろし後は、精算窓口で係員にカードを返却して下さい。
計量及び領収書発行を行い終了となります。
別途、個別に加算料金が掛かるものがありますのでご注意ください。

(2) 搬入出来ない場合

主なもの

- ① 構成市町外から構成市町内に引っ越しされる方で、元の住居で発生した廃棄物。
→元の住居を管轄する廃棄物処理施設へ搬入して下さい。
- ② 構成市町内の事業所が、構成市町外で業務・営業活動を行い、そこで発生した廃棄物を構成市町内の廃棄物として搬入する場合。
- ③ 一般廃棄物の発生場所が構成市町内でも、一般廃棄物収集運搬の許可を持っていない搬入者が、業務として持ち込んだ場合。
- ④ 産業廃棄物の発生場所が構成市町内でも、当該廃棄物の発生事業所が自ら搬入しない場合。
- ⑤ 虚偽の申告を行った場合。

(3) 搬入対象者

本人、家族、事業主、事業所従業員及び構成市町内の収集運搬許可業者等

※ 受付の際、記載事項に相違、不明な点等がある場合は、事情を確認させて頂く場合があります。

主なもの

- ① 搬入者が区域外の住所の場合
- ② 搬入頻度が多い場合
- ③ 発生場所と住所が異なる場合
- ④ 排出者と搬入者が異なる場合

※ なお、この受入基準については基本事項を掲載しておりますので、詳しくは鯖江クリーンセンター (TEL:0778-51-2310) までお問い合わせ下さい。

3 一般廃棄物の取扱いについて

(1) 種類

「家庭系及び事業系」

- ① 可燃物 (新聞・雑誌・ダンボール含む)
- ② 不燃物 (空きびん・乾電池類・スプレー缶・蛍光灯含む)
- ③ 大型ごみ

※ 家庭系とは、一般家庭から排出されるもの

※ 事業系とは、企業の事業活動によって排出されるもの

※ し尿・浄化槽汚泥、集落排水汚泥以外のすべてを対象とする。

(2) 条件

廃棄物の適正処理が困難となることを防止するため、量・規格の制限がありますので、
ご注意ください。

※ 詳細は別紙②を参照下さい。

制限項目	品目または形状	制限内容
①量の制限 事業者からの大量搬入防止のため、発生量に対し <u>搬入量の制限</u> を設ける ※右記以外の品目についても、発生量によって制限がかかる場合があります。	建築廃材 木製パレット等	軽トラック 1 台分まで (複数回の搬入不可)
	量	30 枚/日まで
	苗箱	300 枚/日まで
	ガレキ類	縦横高さ各 50cm 以内の箱 3 箱分まで (町内ステーションの箱 3 箱分) (複数回の搬入不可)
②規格の制限 (寸法・形状)	箱状	1.2m×1.2m×2m 以下で収まるもの
	棒状 (径 10cm 以下)	長さ、高さ 2m 以下で収まるもの (蛍光灯は長さ 1.2m 以下に限る)
	棒状 (径 10cm 以上 30cm 以下)	長さ、高さ 50cm 以下で収まるもの
	板状	5cm×1.2m ×2m 以下で収まるもの
	ロール状、長尺物(反物、マルチシート、あぜシート等)	広げた状態で、2m 角以内に切断してあるもの

※ 家庭から排出される一般廃棄物については、折り畳んで 2m 以下に収まるものであれば受入出来ます。また、ガラス付の物は割らなくてもそのまま受入出来ます。

(3) 処分手数料

1) 重量料金

58円 / 10kg (消費税別)

※計量は四捨五入して 10kg 単位です。

※正味重量は 5kg 未満の場合、0kg と表示されますが基本手数料がかかります。

2)加算料金

※ 以下の品目のみ、適正処理困難物のため、重量料金に**別途加算手数料を徴収させていただきます。**

区 分	単位	単価	備 考
①タイヤ (20インチ以下) ・乗用車用 ・軽自動車用	本	477 円 (税別)	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な処理が必要となるため、加算手数料を徴収します。 ・対象となるのは乗用車用タイヤのみです。 ・自動二輪車のタイヤは、処理出来ないため受入れ出来ません。 ・トラクター等のタイヤも処理不能のため受入出来ません。 ・ホイールのみの場合は、乗用車用であればインチ制限無しで受入可（重量料金のみ）
②スプリング入り マットレス	枚	953 円 (税別)	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊製品及び解体手数料として、加算手数料を徴収します。 <対象規格> <ul style="list-style-type: none"> ・シングルサイズ以上(1枚) ・2～3枚の分割式(1セット) ・ソファベッド：コイル式スプリング(1台) <対象外> <ul style="list-style-type: none"> ・スプリングのみの場合や分割式のもので1セット揃っていない場合は重量料金のみになります。
③除湿機等	台	477 円 (税別)	<ul style="list-style-type: none"> ・フロンガスの回収と解体手数料として、加算手数料を徴収します。 <対象外> <ul style="list-style-type: none"> ・フロンガスを使用していないものは重量料金のみになります。

(4)受入れ出来ない廃棄物

※相談先の詳細については「別紙②」を参照下さい。

①法的制限のため受入れ出来ない廃棄物

1) 特定家庭用機器再商品化法に基づくもの

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、リサイクルが推進されている品目。

- ・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマテレビ)
- ・エアコン(壁掛け・床置き型、室外機含)
- ・洗濯機(全自動・2槽式等)、衣類乾燥機(ガス・電気式)
- ・冷蔵庫(ワインセラー含む)、冷凍庫(チェスト・アップライト・引出し型)

②施設の管理上、受入れ出来ない廃棄物

次の廃棄物については、処理に支障が出ることから、受入れ出来ません。

1) 有毒・有害性、危険性のあるもの

主なもの

- ・劇薬物・危険物・爆発物
- ・バッテリー
- ・ガソリン、灯油、天ぷら油など
- ・ガスボンベ
- ・中身の残っているスプレー缶、卓上カセットボンベ
- ・消火器 等

2) 処理困難物

主なもの

- ・液状のもの
- ・大きな木の根っこ(幹の部分が10cm以上)
- ・中身の残っている缶・ビン・セメント袋・肥料袋
- ・耐火金庫
- ・農機具(解体したものも含む)
- ・プラ製パレット
- ・石膏ボード
- ・FRP(ガラス繊維)製品 等

3) 感染の恐れがあり受入れられないもの

- ・犬、猫等の死体
- ・医療廃棄物 等

4) 灰および土・砂・泥など廃棄物として取り扱えないもの

- ・ 火鉢や左義長、祭などからの灰
- ・ 家庭菜園やガーデニングで使用した土や砂
- ・ 庭石

5) 建築設備品（流し台、衛生器具、ボイラー等）

- ・ 流し台、調理台、ガスレンジ台、浴槽、便器、洗面器具、湯沸かしボイラー
電気温水器等

(5) その他の注意事項

- 1) 上記要件を満たしていても、搬入物を確認後に受入れの可否を判断いたしますので、
ご了承下さい。

4 産業廃棄物の取り扱いについて

受入れに関する基本的条件を満たすものについて、下記により受入れします。

※下水道汚泥以外のすべてを対象とする。

(1) 受入れる産業廃棄物の種類

1) 受入れる産業廃棄物の種類

有毒性、有害性、危険性および著しい悪臭がなく、かつ、処理場の管理に支障をきたし、またはこれを著しく損傷させるおそれがないものとして次の7種類とする。

区 分	
① 紙くず	印刷業の印刷くず
② 木くず	木工所・家具製造業
③ 繊維くず	繊維製造業
④ 動植物性残渣	食料品製造業
⑤ 廃プラスチック類	眼鏡および漆器製造に係るもの
⑥ 下水道汚泥	公共下水道
⑦ その他	管理者が認めるもの

2) 受入れる産業廃棄物は、排出者自らが搬入する可燃性のものに限る。

※1 上記⑦「その他」として受入れる産業廃棄物

⑤以外の製造業で、製造に係る廃プラスチック類が該当します。

※製造業の製造に係る廃プラスチック類とは、製品をつくる、もしくは加工する工程で発生する廃プラスチック類とします。

仕入れや出荷に係る梱包用バンドや緩衝材、事務用品などは製造に係らないもの
とします。

※製造業の製造に係らない廃プラスチック類や非製造業からの廃プラスチック類は、全て一般廃棄物として取扱います。

ただし、事務用品を除き下記(2)と同じ条件での搬入とします。

※2 上記②「木くず」として受入れる一般廃棄物

前処理機での切断・破砕（以下、前処理という。）が必要な、造園業（剪定業含む）から出る剪定くずが該当します。

※直接焼却可能な、細かい剪定枝・落葉・草等は除く。

(2) 受入れる条件

廃棄物の適正処理が困難となることを防止するため、量・規格の制限がありますので、
ご注意ください。

① 量の制限 大量搬入防止のため、 発生量に対し <u>搬入量の制限</u> を設ける	制限無し ※1 造園業(剪定業含む)の前処理が必 要な剪定くず <u>2t 車で午前 2 台午後 2 台まで</u>
② 規格の制限 (寸法・形状)	長さ 50cm 以下(直接焼却可能なもの) 造園業(剪定業含む)の前処理が必 要な剪定くず <u>長さ 2m 以下</u>

※50cm 以下としていますが、事務用品等で、硬いため手作業で前処理出来ないものにつ
いてはそのままでも受入出来ます。

※1 ごみ処理機械の修理等のため、一定期間、搬入量の制限をかけさせていただく場
合があります。

(3) 処分手数料

処分手数料は、以下のとおりとなります。

単位：円／10kg (消費税別)

区 分	単 価
① 紙くず	115
② 木くず	115
③ 繊維くず	172
④ 動植物性残渣	115
⑤ 廃プラスチック類	172
⑥ 下水道汚泥	124
⑦ その他	172

※単価の違うものを一緒に持ち込まれた場合、種類ごとに計量・荷降ろし頂くか(2~3回
の計量)、もしくは全て単価の高い方で計量・荷降ろし頂く(1回計量)こととなりますの
でご注意ください。

※計量は四捨五入して10kg 単位です。

※正味重量は5kg 未満の場合、0kg と表示されますが基本手数料がかかります。

(4) 受入れ出来ない廃棄物

※相談先の詳細については「別紙②」を参照下さい。

① 法的制限のため受入れ出来ない廃棄物

- 1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づくもの
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設資材リサイクル法)に基づき、リサイクルが義務付けされている下記品目。
 - ・ コンクリート
 - ・ コンクリート及び金属から成る建設資材
 - ・ 木材
 - ・ アスファルト・コンクリート 等

② 産業機械類

- 1) 事業所から排出される機械・設備類および付随するもの
主なもの
 - ・ 製造に係る機械類(回転ドラム・超音波洗浄機等)
 - ・ 織機類(シューター・巻き取り用芯棒等)
 - ・ 業務用電気製品(冷蔵庫・自動販売機類)
 - ・ その他機械本体および部品類 等

③ その他各種工事により発生した廃棄物

- 1) 土木・建築・電気・水道工事等、工事により発生する廃棄物
主なもの
 - ・ 型枠類
 - ・ フレコンバック、セメント袋
 - ・ ケーブル類
 - ・ 配管類 等

(5) その他の注意事項

- 1) 上記要件を満たしていても、搬入物を確認後に受入れの可否を判断いたしますので、ご了承下さい。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年5月11日から施行する。